

## 1 Medical Gate（メディカルゲート）システムの概要

メディカルゲートは、システム上で患者が所有する診察券、クレジットカード、その他医療機関や医療関連施設が発行するIDカード等が持つそれぞれの固有IDを一元化し管理することで、

①病院での受付・精算（支払）、院外薬局での薬剤の受取りなどに要する手間や時間の短縮

②処方箋データその他患者の医療に関する情報を、病院と調剤薬局等サポートする各プレイヤー間で共有することによる医療サービスの充実を図るものである。（別紙1）

### （1）システムの目的

大阪府立病院機構では、患者本位の医療を目指し、「診察の待ち時間が長い」「診察が終わっても会計で待たされる」「診察券だらけになって管理が大変」といった患者に共通するご不満を解消すべく、本システムの構築を進めているところである。

本システムは、患者の事前の同意を前提とし、患者がお持ちのご自身の診察券、クレジットカードを事前にご登録いただくことによって後払いを可能とし、来院される患者の三大不満ともいえる①診察待ち ②会計待ち ③院外処方薬の受取り待ちのうちまずは会計に要する手間や時間の短縮を図ることに焦点を当てたサービスである。

本システムの導入により、このサービスを利用される患者が時間を無駄にすることなく会計待ちなしで帰宅できるようになるだけでなく、サービス利用者の増加に反比例して通常の会計待ち患者が減るため、会計事務担当者をそれらの患者に集中させることができ、結果としてすべての患者の会計待ち時間を削減することにもつながるものである。

本システムにおけるキャッシュレス決済サービス（I期構築分）については、平成31年4月に大阪国際がんセンターにて試験的なサービスを開始して以来、順次、導入施設を拡大し、現在は当機構の各センター（※1）でサービスの利用が可能となっている。

今後は当機構の各センター以外の医療機関（病院・保険薬局等）との連携を図るとともに、段階的に新しいサービスを追加していくことで、患者のQOL向上に寄与することをめざすものである。

（※1）各センター 大阪急性期・総合医療センター（大阪市住吉区）  
大阪はびきの医療センター（羽曳野市）  
大阪精神医療センター（枚方市）  
大阪国際がんセンター（大阪府中央区）  
大阪母子医療センター（和泉市）

### （2）システム利用の流れ

サービス利用の流れは以下の通りである。

①患者の同意

「Medical Gate」サービス利用規約、その他個別規約への同意

②患者の利用登録

患者自らがスマートフォン、パソコン等の端末から利用登録

- ・診察券（患者）番号
- ・電子メールアドレス
- ・キャッシュレス決済用クレジットカード番号

③機構内各センターの登録

メディカルゲート利用申請に基づき登録、システムサーバーで管理

④機構内各センターのパソコン端末からの閲覧

2 提供する個人情報

- ・患者基本情報（診察券（患者）番号、氏名、性別、生年月日）
- ・患者個人情報（郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ・キャッシュレス決済用クレジットカードの番号（※2）
- ・その他必要な情報

（※2）大阪府立病院機構では PCI DSS 準拠済みの決済代行事業者に決済処理を含めたカード情報の取り扱いを委託しており、クレジットカード番号は非保持化している。

3 利用者と利用形態

利用者 当機構内各センターの患者、職員等

利用形態 医療サービスを提供する患者の当機構内各センターにおける診療費等の閲覧

利用端末 患者はインターネット回線で接続されたスマートフォン、パソコン等を利用

職員は光回線等で閉域ネットワークに接続されたパソコンを利用

職員が利用する端末の通信回線には、拠点間（各センターとデータセンター間）を結ぶ「閉域 IP 通信網（IP-VPN）」を充てる。これはクローズドなネットワーク接続であり、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」において安全性が高いとされている。他方、患者がメディカルゲートのサービスを利用する際の通信回線は、インターネットを通じたオープンなネットワーク接続となるが、HTTPS(SSL/TLS)を適切に利用することにより通信の安全性を確保する。（別紙2）

4 提供先

本システムにおけるキャッシュレス決済サービス（I期構築分）については、平成31年4月に運用開始している。現在の利用状況は、以下のとおりである（令和3年2月1日現在）。

- 利用機関数 当機構内各センター（5か所）

また、当機構の各センター含む医療機関（病院・保険薬局等）の連携を軸としたシステム構築（Ⅱ期構築分）は、令和3年度から作業を開始する予定である。

なお、Ⅱ期構築後は当面、当機構の各センター（5か所）及び保険薬局との間で連携を進める予定としており、利用機関及び連携患者は徐々に増加させていく。（別紙3）

## 5 オンライン結合の妥当性（大阪府個人情報保護条例第8条との関係）

### （1）第4項における通信回線による結合における公益上の必要性及び個人の権利利益の保護対策

#### ① 公益上の必要性

大阪府においては、個々の医療機関の高度化、専門化が進んでいるところであるが、今後増加する医療ニーズに対応するためには、高度・専門病院のさらなる特化の推進により役割分担とそれによる効率的な医療体制の構築が求められている。

一方、医療を提供する医療機関（病院・保険薬局等）においては、患者にとってより良いサービスを提供するためには、業務改革およびシステム化による生産性向上が必要な状況となっている。

また高齢化が進む中、受付・精算・院外薬局での薬剤の受取りなどに要する手間や待ち時間といった「不要な時間やストレス」の解消、診察経過や薬歴データなど医療に関する情報共有化によるきめ細やかな医療サービスの提供への対応は従前から求められているところであり、情報通信技術等を活用した連携体制の構築が必要である。

#### ②個人の権利利益の保護対策

##### ア 取り扱う個人情報の限定

「2 提供する個人情報」に限定する。

##### イ システムを利用できる施設及び利用者の限定

- ・システム利用可能な施設は、メディカルゲート利用申請に基づき承認・登録された施設のみとする。
- ・システムを利用可能な利用者は、利用申込を承認された施設の職員等で、個別に申請し承認された利用者限定とする。

##### ウ 安全管理措置

当機構では、既に、患者の個人情報の取り扱い等を定めた規定を整備している。（別紙4-1、別紙4-2）

また、別途メディカルゲートの利用規約等を設け、利用者の範囲と責務を明確にしている。（別紙5-1、別紙5-2、別紙5-3）

なお、本システムの委託先においても、契約事項に個人情報取扱に関する規約等設け、受注者と発注者の範囲と責務を明確にしている。（別紙6-1、別紙6-2）

## 6 機能一覧

本システムは、大きく以下の2つの機能に大別される（別紙7）。

- ① キャッシュレス決済（あと払い）システム
- ② ID管理（名寄せ）システム

## 7 まとめ

以上のおり、メディカルゲートによるキャッシュレス決済の利用により、患者は不要な手間や待ち時間解消のメリットを享受でき負担軽減が図られる。

また、患者を中心とした医療に携わるパートナー同士が必要な情報を提供し合うことにより、患者が受ける医療サービス全体の向上につながり、ひいては患者のQOL（生活の質）向上、医療サービスの充実につながる。

住民の健康に寄与するなど公益性が大きく、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものとする。